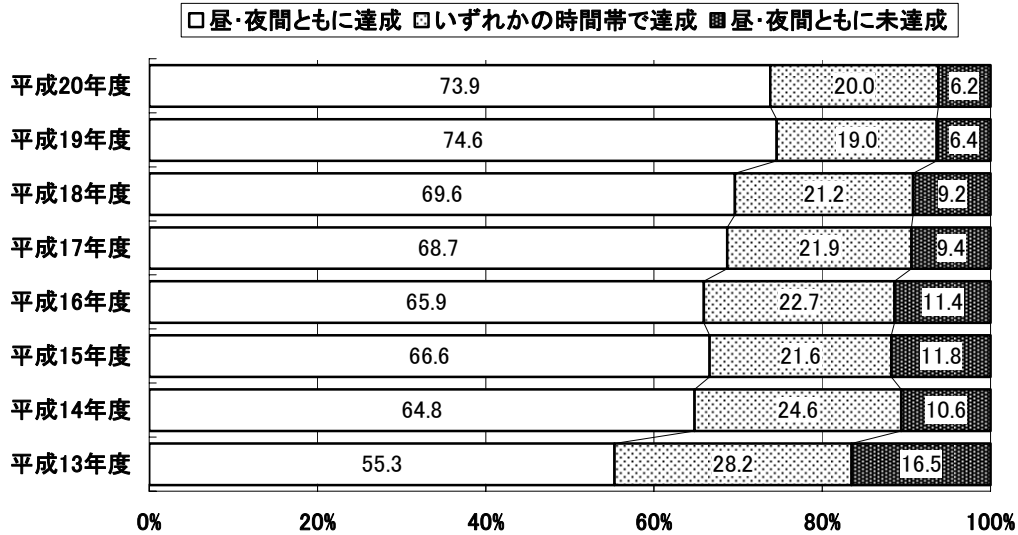


7. 騒音・振動関係データ

7-1 環境騒音（一般地域）の環境保全目標達成状況の推移



注) 1 昼間:午前6時～午後10時 夜間:午後10時～翌日の午前6時

2 環境保全目標の地域類型及び基準値は下表のとおり

地域の類型	基準値 (デシベル)		該当地域
	昼間	夜間	
AA	昼間	50 以下	貝塚市橋本 大阪市立貝塚養護学校の敷地 富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地
	夜間	40 以下	
A	昼間	55 以下	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
	夜間	45 以下	
B	昼間	55 以下	都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第一号に規定する用途地域の指定のない地域(AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
	夜間	45 以下	
C	昼間	60 以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域(関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。 )及び工業地域(関西国際空港の敷地を除く。 )
	夜間	50 以下	